

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 11
2018年12月

2018年12月18日(火) 札幌地方裁判所で原発事故損害賠償・北海道訴訟第22回口頭弁論が行われました。この日の傍聴人は50名ほどでした。余談ですが、一昨年、裁判官の顔ぶれが変わったあとくらいから、被告側の弁護士の顔ぶれも変わってきました。原告は「弁護団」が組織されていて、当初から裁判ではほとんど同じ弁護士の方々を中心に席に着き、裁判でのやり取りをしてきましたが、被告側も同じように「団」なのでしょうが？全国で同じような訴訟が起きているので、担当エリアが変わって異動しているのかなあ、などと思いながらこの日の裁判を傍聴していました。

■この日の原告の主張

原告からは、これまで原告の方から出されている陳述書の内容を、一つ一つの主張として、裁判所が理解しやすい形にして提出したほか、損害論のうち、「予備的主張※1」についての補充をしています。何度もお伝えしているように、この裁判での原告の考え方は、避難元の地域や避難指示の有無にかかわらず、皆が「それまでの暮らしそのものを失った」ことに違いはない、というものです。その、「暮らしそのもの」というのは、物を買うように値段があるものではなく、そもそもだれも評価をつけられない抽象的なものだから同様に賠償されるべき(抽象的規範的損害)ということで、これが、原告の「主位的主張※1」です。でも、被告は個別の損害はそれぞれ違う、という考え方です。そもそもの考え方が違うので、当然、ここはずっと平行線なわけで、そうなると、裁判所が「実際どうなのか？」ということをも明らかにしたくなるのは必然であり、そのためには、原告、被告とも説明を求められます。

裁判所に理解してもらいたいのは、あくまでも「主位的主張」ですが、裁判所が「判断できない」状況をつくってしまうのは



結果にも繋がらないので、「予備的主張」が必要なのだろうか、と私は感じました。

今回も原告の意見陳述がおこなわれ、会津若松から北海道へ避難をされた方が話されました。原発事故前の暮らし、事故が起きてからのこと、避難してからのこと、帰還の可能性や今の思い……。裁判で意見陳述を聞くといつも、「暮らしそのものを失った」ということの重さを感じます。「避難から7年近くの時間がたった今でも将来についてとても不安がある。原発事故さえなければ、福島をはなれることはなかった。原発さえなければ、という悔しい思いを今も強く持っている」この裁判で毎回意見陳述を続けたことで、「ずっと不安や悔しさを持ち続ける」ということ自体が、事故による被害のひとつだということは、裁判所に伝わっていると思います。ただ、それが、どんな判決に結びつくのかは、私には想像もつきません。

■本人尋問※3に向けて

3月12日(火)の第23回口頭弁論が終わると、5月には尋問に入ります。前回、「5月14日(火)～17日(金)の各日10時～17時の間に3名～4名ずつ、尋問が行われることになりそうです」と書きましたが、この日、東京電力から「原告本人尋問実施に関する意見書」が提出されました。原告側の弁護団は、全体の主張を網羅できるような、避難元や家族構成、年代を踏まえた代表として13名の尋問※2を考えていました。それに対し、13名では足りない、29名尋問したい、と意見書を出したのです。

東京電力が求めた29名とは、避難指示区域の方全世帯、原告全ての避難元市町村から各1世帯を合わせた合計です。原告側と被告東電側が求める人数の違いは、そもそもの、損害の捉え方の違いにあります。東電は、原告が主張している「抽象的規範的損害」という損害を裁判所に認められてしまっただけで困るわけではなく、だから、細かく避難元で区切って、避難指示区域であればもう妥当な賠償をしている、区域外であれば、避難の相当性はない、ということ、原告に尋問することで立証したいのです。

※1 「主位的主張」と「予備的主張」→「主位的主張」とは第一次的請求。訴えの主旨、軸となっている主張。「予備的主張」とは第二次請求とも言い、「主位的主張」が認められなかったときに行う主張。

※2 「13名の尋問」→前回は「14名」とお伝えしましたが、13名になったそうです。

そして裁判所は、過去の裁判例から「世帯構成や年齢、避難元地域は要素の一つと考えられるし、原告、被告、両方の言い分を聞きたい」、という考えのようです。いずれにせよ、日程はもう4日間と決まっているので、尋問の人数が増えると、一人に割り当てられる時間が当然短くなります。でも、原告弁護団は、なにかあっても、一人1時間は必要、という考えを強く主張しています。そう考えると、1日のうち午前中2名、午後4名、1日合計6名×4日間で、多くて24名となります。なので、東電は、24名で再検討をするようです。それに対して、原告側も増やさざるを得ない、と考えているようですが、できるだけ少なくしたいところです。いずれにしても、13名より増えることになるので、原告の方の中にはこれから尋問に出てほしい、という連絡のある方がおられると思います。

3月12日（火）が最後の口頭弁論期日ですが、最後の最後に尋問の人数を決めるわけにはいかないようで、2月12日（火）11時から、進行協議だけ行われることになりました。非公開なので、内容をその場で聞くことはできませんが、3月12日にお話を聞けると思います。

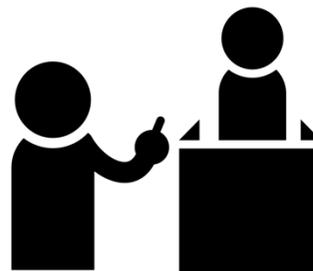
■今後の裁判

裁判が終盤にさしかかり、原告も被告も新たな証拠や主張は提出されず、これまでの主張の補充や補足などが中心になっています。次回もおそらく同様に、尋問に向けての協議や確認になっていくのではないかと思います。東京地方裁判所で行われている「東京電力福島原発刑事訴訟」の第35回公判（2018年12月26日）で、被告（東京電力旧経営陣3名）に対して「最高経営層にもかかわらず、何ら対策を講じなかった責任は極めて重い」と、検察官役の指定弁護士は3人に禁錮5年を求刑しています。被告は「津波による事故は予見できなかったし対策も取れなかった」と主張しているので、対立しているのは北海道訴訟と同じです。

この刑事裁判は、北海道訴訟でいえば「責任論」の部分と争っているものだと思うので、これからこういった判決になるのかとても気になります。

この裁判の原告は、約80世帯260名です。約260名の方を代表して尋問を受けるのは13名。今後増えるとしても、多くて24名と思われます。裁判所の座席は80席です。原告全員が来なくても十分に埋まる席数なのに、私は満席になったのを見たことがありません。そして、傍聴人の半数以上は、原告ではない避難された方や呼びかけに応じて来てくれるサポーター、関心のある道民です。裁判は平日の午前中に開かれてきたので、お仕事や子育ての都合で来られないのもわかります。でも、これまでの意見陳述もこれからはじまる尋問も、お仕事や子育てなど、それぞれの都合もありながら、都合をつけてくれた原告の方々が引き受けてくれたことなのではないでしょうか。

皆さまにお願いです。 次回の裁判は3月12日（火）10時半からです。そして、尋問は、2019年5月14日（火）から17日（金）までの4日間、時間は午前10時から17時です。平日の朝から夕方までの長時間、毎日来てください、とは言いません。でも、尋問を受ける方に自分を置き換えてみて欲しいのです。自分が尋問を受けるときに、ほとんど原告の方がいなかったら、心細いと思います。私なら、同じ原告の方に来て欲しい、同じ避難をしてきた方に来て欲しい、と思います。



尋問が終わると、9月に結審、そして来年2020年の3月には判決です。今からなら、仕事の休みを取ったり、予定することができると思うので、傍聴にきてください。それが、尋問に立つ方々への応援になるし、何より、原告の皆さんにとっては、ご自身の裁判なのですから。 傍聴人 金榮 知子

※3 尋問→裁判官は、原告・被告の主張や反論を聞き尽くしたら、提出された証拠の内容を把握し、事実確認含めて証拠が「証拠」となりうるかどうか判断をするために「証拠調べ」を行う。その「証拠調べ」のために行う方法のひとつが「尋問」。やり方は、当事者（原告や被告）や証人（当事者以外の人。たとえば、証拠として提出した報告やレポートをつくった学者、有識者等）が法廷に立ち、質問に答えていく、というもの。今回の尋問では、①主尋問（原告側弁護士からの質問）②反対尋問（被告からの質問）③再主尋問 ④裁判官の質問、という順番で行われる。当然、原告側と被告側の話の内容は対峙する。裁判官は尋問により、これまでの原告・被告の主張や証拠を精査し、法律と照らし合わせながら判決を組み立てていく。

